

Actus Newsletter 地方公会計版

【財務書類作成】⑦連結財務書類作成の準備



■連結財務書類作成の意義

統一的な基準における財務書類は、単体だけでなく関連団体を連結した連結財務書類の作成も行うこととされています。連結財務書類を作成する目的は、地方公共団体とその関連団体をひとつの行政サービス実施主体としてとらえ、公的資金等によって形成された資産の状況、その財源とされた負債・純資産の状況、行政サービス提供に要したコストや資金収支の状況などを総合的に明らかにすることです。また、連結財務書類を作成することで、連結ベースによる資産老朽化比率等の各種財政指標の把握も可能となり、公共施設等のマネジメントに資することとなります。

■連結財務書類作成のための準備

連結財務書類を作成するにあたっては、まず連結の対象となる関連団体を確認する必要があります。その後、各団体の決算書類の作成状況を確認し、法定決算書類を作成している団体については、統一的な基準の連結財務書類に科目体系を合わせるために科目の組替えを行い合算します。法定決算書類を作成していない団体については新たに統一的な基準による個別財務書類を作成し合算します。

■連結対象団体の範囲

連結の対象となる関連団体は、地方公共団体と連携協力して行政サービスを実施している団体で、地方独立行政法人、一部事務組合・広域連合、地方三公社、第三セクター等が該当します。なお、財産区については市町村等に財産を帰属させられない経緯があること、地方共同法人については出資割合等が低いことから連結の対象にはなりません。

	連結対象	連結方法
地方公共団体(一般会計)	○	全部連結
地方公共団体(特別会計)	○	全部連結
一部事務組合	○	比例連結
広域連合	○	比例連結
地方三公社	○	全部連結
第三セクター等	○	比例連結
財産区、地方共同法人	×	-

■連結財務書類の合算方法

連結財務書類の合算方法には、連結対象団体の個別財務書類のすべてを合算する「全部連結」、連結対象団体の個別財務書類を出資割合等に応じて合算する「比例連結」があります。

原則として、関連団体の業務運営に実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体が全部連結の方法により合算を行うこととなります。地方独立行政法人及び地方三公社、第三セクター等について、実質的に主導的な立場を確保している地方公共団体を特定できない場合は、出資割合等に応じた比例連結を行うこととなります。

一部事務組合及び広域連合については、複数の地方公共団体で構成され、規約において定められる負担割合に基づく構成団体の経費負担によって運営されています。その資産及び負債は最終的にその構成団体に帰属するものであるため、経費負担割合などに応じて、比例連結を行うこととなります。

※バックナンバーはこちらから⇒<http://www.actus.co.jp/library/public/list.shtml>

公会計
支援

アクタス税理士法人 / アクタスマネジメントサービス(株)

地方公会計支援チーム (一般社団法人地方公会計研究センター会員)

〒107-0052 東京都赤坂3-2-6 赤坂中央ビル7F

【TEL】0120-459-480 【MAIL】info@actus.co.jp 【HP】<http://www.actus.co.jp>